第2号議案

都市計画区域マスタープランの改定方針について（諮問）

（諮問案件）

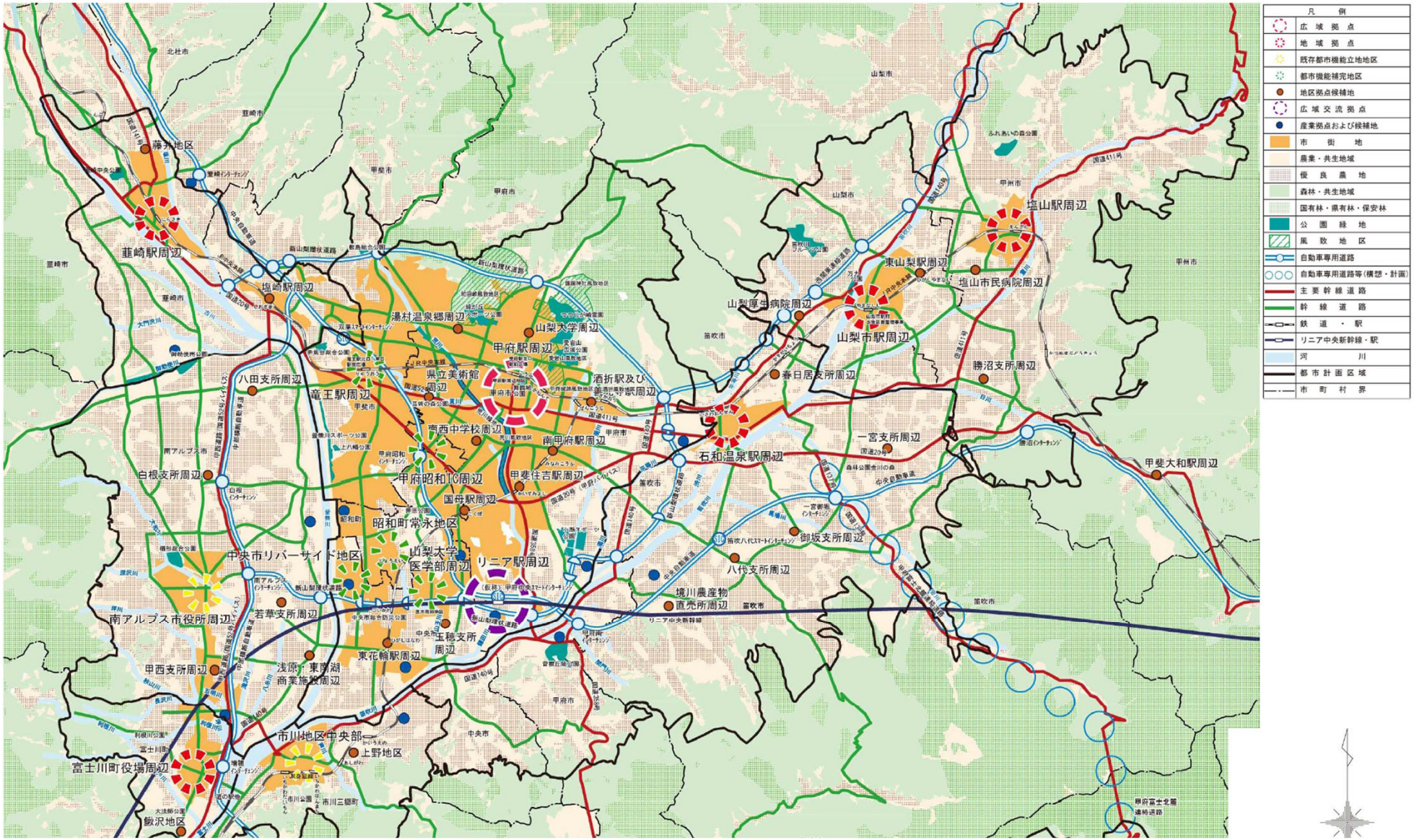
都市計画区域マスタープランについて

本県では、都市計画区域を超えた広域的な課題の増加を背景に、都市計画区域外を含む県全域を対象とした「山梨県都市計画マスタープラン」（県マス）平成２１年度に策定しました。

平成２２年度には、この県マスに基づいて、都市計画区域を対象とした「都市計画区域マスタープラン」（区域マス）を改定しましたが、計画期間である１０年が経過し、人口減少・高齢化の進展や生活圏の広域化、リニア中央新幹線や中部横断自動車道の整備、立地適正化計画制度の創設をはじめとした法改正など、社会経済情勢の変化に対応するため、令和２年度に県マスを令和３年度に区域マスの改定を行いました。

将来都市構造図について

将来都市構造図（中西部・南部広域圏域①）



都市計画区域マスタープランの改定について

甲府盆地7都市計画区域マスタープランでは、リニア開業効果を県内全域に波及させるため、リニア駅周辺を新たに「広域交流拠点」として位置づけました。一方で、駅周辺のまちづくりに関する熟度を踏まえ、土地利用の方針は、「交通結節点としての機能の充実を図り、その他の必要な機能については、需要を踏まえながら、民間資本の誘致や誘導を検討していく」としており、具体的な都市施設の整備や土地利用方針について明らかにしておりませんでした。

その後、まちづくりの主体となる甲府市において、リニア駅前エリアを対象とした「まちづくり基本計画」の策定に向け、昨年度までに都市基盤施設の整備の考え方を示す「基盤整備方針」や整備方針のイメージとなる「まちの将来像の提案」を公表し、都市的土地利用を図る検討が進められている。

このような状況から、駅周辺における秩序ある都市的土地利用を実現するため、都市計画区域マスタープランの臨時改定作業に着手する。なお、改定に要する期間は、令和８年度～９年度の約２年間とする。

都市計画区域マスタープランの改定方針について（諮問）

都市計画法第６条の２第１項の規程に基づき、令和３年度に改定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「都市計画区域マスタープラン」）を改定するにあたり、その改定の方針について諮問します。

○　都市計画区域マスタープランの改定方針

１．区域区分の変更
２．広域交流拠点に関する主要な都市計画の決定方針
　・土地利用
　・都市施設の整備
　・市街地開発事業
　・自然的環境の整備又は保全
３．市街化調整区域の土地利用の方針

都市計画審議会の調査審議等について

国の都市計画運用指針において、「改定案の作成の前段階から都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。」とされ、具体的な例として、「都市計画区域マスタープラン」が示されている。

（都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の調査審議等について）

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行うこととされており、地方における都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期待されている。

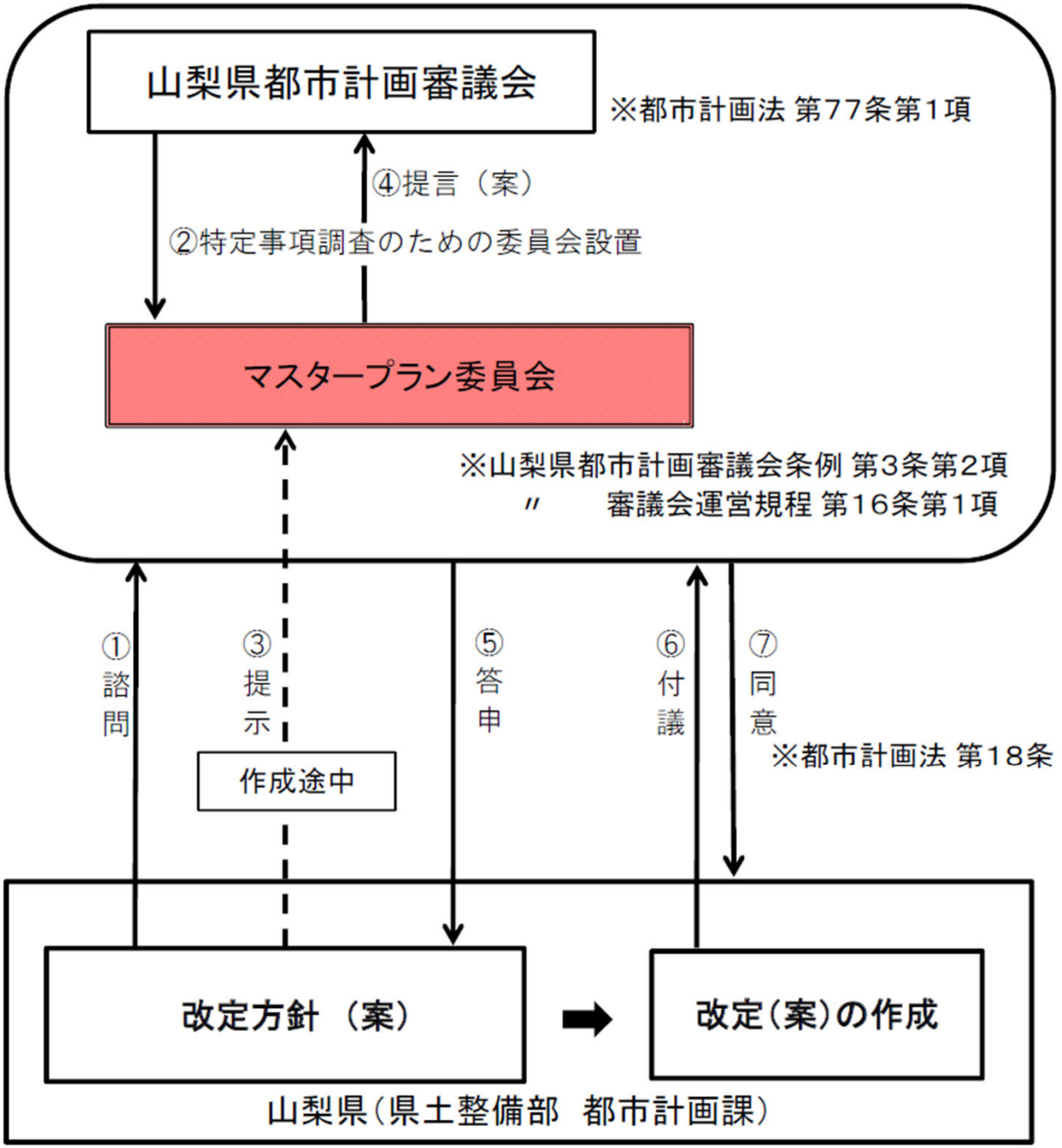
また、都市計画に関する事項については、住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計画の着実な実施を図る観点から重要となってきている。

このため、今後、**都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続以外の場面においても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。**意見を求める事項としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- **都市計画区域マスタープラン**又は市町村マスタープラン**の案の作成**
- 都市計画の決定手続に関する事項に係る条例の案の作成
- 基礎調査の解析結果等都市計画に関する情報提供の在り方等

（都市計画運用指針より）

前回改定の流れ


山梨県都市計画審議会
※都市計画法 第77条第1項
④提言（案）
②特定事項調査のための委員会設置
マスタープラン委員会
※山梨県都市計画審議会条例 第3条第2項
〃　審議会運営規程 第16条第1項
①諮問
③提示
⑤答申
⑥付議
⑦同意
※都市計画法 第18条
作成途中
改定方針（案）
改定（案）の作成
山梨県（県土整備部　都市計画課）